

- ・ 日本国憲法
- ・ 教育基本法
- ・ 学校教育法
- ・ いじめ防止対策推進法
- ・ 東京都いじめ防止対策推進条例
- ・ 東京都いじめ防止対策推進基本方針
- ・ 東京都教育委員会いじめ総合対策
- ・ 調布市子ども条例
- ・ 調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- ・ 調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等
- ・ 調布市いじめ撲滅の手引き

- ・思いやりと助け合う心をもとう（協力心・責任感・奉仕の精神）
- ・自ら学ぶ人になろう（積極性・自主性・自律性）
- ・心と体を鍛えよう（強い意志・忍耐力・強健な体力）

- ・明るく素直な生徒が多い。
- ・行事等は、男女協力して仲良く活動する。

- ・全ての生徒が自分の能力や個性を安心して発揮し、安心して諸活動に取り組むことができる。
- ・いじめ防止対策委員会を週1回設置し、いじめの未然防止はもとより、早期発見、早期解決を図る。
- ・「するを許さず・されるを責めず・いじめに第三者なし」の心を育む。

(校長、副校長、生活指導主任 兼 特別支援教育コーディネーター主任、SC、各学年主任・生活指導部、担任、養護教諭 等)

【いじめの未然防止】

- ・いじめ防止等の対策のための「組織」
いじめ相談窓口、いじめ防止対策委員会、特別支援教育校内委員会、生活指導部会、不登校支援委員会、学年会 等
- ・「いじめ相談窓口」の開設について、生徒・保護者・地域への周知方法
保護者会、学年だより・学級だより、学校ホームページ、掲示物 等
- ・校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するためのシステムの構築を図る。
- ・管理職、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、学級担任等の立場から働きかける指導内容
いじめ問題への深い認識と広い知識、心理的事実を見抜く洞察力、健やかな感性、相手の立場に立った共感的理解、人間関係の把握、「かけがえのない存在」という思い等
- ・生徒会の取組等
いじめ防止標語募集(生徒手帳にいじめ防止スローガンの記載)
- ・インターネットを通して行われるいじめに対する対策について
保護者への注意喚起と早期情報提供、セーフティ教室・携帯電話教室において外部機関を活用した情報モラル教育の推進

【いじめの早期発見】

- ・いじめ防止についてアンケートを実施(月1回) 担任との連絡帳のやり取り(週1程度)
- ・いじめ防止対策委員会(校長、副校長、生活指導主任 兼 特別支援教育コーディネーター主任、各学年主任・生活指導部、スクールカウンセラー、特別支援教育通級指導教室専門員、スクールサポートサポーター、養護教諭 等)の設置
- ・学校いじめ相談窓口の周知と活用
- ・スクールカウンセラーによる全員面接(中1)
- ・生活指導部会 兼 いじめ防止対策委員会、特別支援教育校内委員会 兼 不登校支援委員会を毎週1回設置して情報共有

- ・特別支援教育校内委員会を週1回設置し、連携を強化。
- ・担任とともに状況を把握、共有し、指導状況を確認
- ・児童・生徒の・実態把握やケアの取組内容

- ・保護者会の工夫
- ・三者面談の充実
- ・学年・学校便り等の配付
- ・PTA 委員会との連携
- ・保護者との合同行事
(合同パトロール・美化)
- ・地域学校協働本部設置
- ・民生児童委員との連携

生活指導主任会報告内容の場合（学校が「学校いじめ防止対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合）

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

- ・被害の様態
- ・被害の状況
- ・集団の構造
- ・いじめの動機と背景
- ・被害生徒の状況
- ・加害生徒の状況
- ・保護者と職員等の現状把握の状況
- ・他の問題行動との関連
- ・他の課題との関連

- ・いじめ相談窓口（校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、養護教諭）の設置
- ・いじめ防止対策委員会（校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、生活指導部、スクールカウンセラー、担任、養護教諭 等）の設置

「学校いじめ防止対策委員会の取組」

- ・教育相談体制の確立
- ・学年、分掌の連携強化

- ・保護
- ・情報の共有と対応検討
- ・問題解決に向けての援助

＜加害生徒の指導＞

- ・「いじめの加害者にならない」という確認と自己の言動が与えた影響についての確認のもと、変容を促す指導
- ・心理的な責任を果たすよう指導
- ・法的な責任を果たすよう指導

生活指導主任会報告内容の場合（学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合）

連携機関⇒（指導室，教育相談所，子ども家庭支援センター「すこやか」、スクールソーシャルワーカー，多摩児童相談所，調布警察署，立川少年センター，医療機関，不登校児童・生徒への訪問型支援「みらい」，調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」等）

指導・援助の基本姿勢確認，緊密な連携体制の確立，本人への支援方法を助言，協働事項の確認，関係機関の提示 等

- ①教育委員会へ報告し、
教育委員会が設置する
組織との連携・協力を
する。
- ②被害の児童・生徒への
緊急避難措置の検討、
実施
- ③加害の児童・生徒への
懲戒や出席停止の検討
- ④警察や児相等との連携
- ⑤緊急保護者会の開催

年間指導計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
各教科	普通救命講習（第3学年）						「人権週間」					
	・英語：あいさつ・体育：協力・友情・技術：情報モラル・音楽：助け合い・英語：異文化交流・家庭：家庭と家族・家庭：幼児の発達・音楽：命・友情											
生活指導	ふれあい月間 生活の様子についてのアンケート			セーフティ教室 いじめ防止調査（月1回）		ふれあい月間		「いのちと心の教育」月間 生活の様子についてのアンケート		ふれあい月間		
学校行事	入学式 始業式		体育大会			終業式		合唱コンクール		卒業式 修了式		
特別活動	集団生活のルール 調布市防災教育		体育大会での協力			修学旅行での協力（3年） 職場体験（2年）				移動教室での協力（1年） 校外学習での協力（2年）		
道徳科	基本的な生活習慣・誠実・思いやり・友情・異性理解・寛容の心・弱さの克服・正義・集団生活の向上・愛校心・人類愛・集団生活のルール 諸問題の解決・思春期の不安や悩み・男女の理解・協力・人間関係の確立・将来設計・いのちと心の教育月間											
家庭 ・ 地域	三者面談					道徳地区公開講座 学校評価アンケート						
	学年保護者会・調布市防災教育の日					社会を明るくする運動		学年保護者会		学年保護者会		
	三小地区健全推進委員会・富士見台小地区健全推進委員会・多摩小地区健全推進委員会・飛田給小地区健全推進委員会											